

様式第 7 号（第 8 条関係）

伊予市入札監視委員会定例会議（第 1 回）議事概要

開催日時及び場所		令和 6 年 8 月 2 1 日（水）午後 2 時 0 0 分 伊予市役所 2 階 会議室 1	
出席委員の氏名及び職業		委員長 渡邊 政広（前愛媛県建設技術支援センター理事長 愛媛大学名誉教授） 委 員 西田 和真（西田和真税理士事務所 税理士） 委 員 北田 隆（北田隆事務所 公認会計士）	
対 象 期 間		令和 5 年 1 0 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 3 1 日	
抽 出 案 件		総件数 5 件	（備考） 抽出方法
内 訳	一般競争入札	2 件	入札契約方法別に無作為に案件を抽出。 渡邊委員長が案件を抽出。
	指名競争入札	2 件	
	随 意 契 約	1 件	
委員会からの意見・質問と それに対する回答等		意見・質問	回答等
		別紙のとおり	別紙のとおり
委 員 会 意 見 の 内 容		無作為に抽出された 5 案件について、それらの入札及び契約手続き等が適正に執行・運用されているか審議した結果、疑義は何ら生じなかった。	

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.1）

契 約 方 法	一般競争入札
件 名	J R 南伊予駅前ふれあい広場整備工事（ゼロ債務）
履 行 場 所	伊予市上三谷地内
種 別	建築
概 要	ア 敷地造成工事 （ア） 擁壁設置工事 （イ） 道路廻り改修工事 （ウ） 表層土入替工事 （エ） 排水工事 イ 施設整備工事 （ア） 屋根付駐輪場新築工事 （鉄骨造、平屋建て、$A = 20.0 \text{ m}^2$） （イ） 公衆トイレ新築工事 （鉄筋コンクリート造、平屋建て、$A = 12.51 \text{ m}^2$） （ウ） 東屋新築工事 （鉄骨造、平屋建て、$A = 10.89 \text{ m}^2$） （エ） 小構造物設置工事 （オ） 舗装工事 ※上記の建築主体及び電気・機械設備工事
意見・質問	回 答
・ふれあい広場の面積はどのくらいであるか。 ・市内に本店のあるB等級以上の者は何者であるか。 ・入札参加者が2者と少なかった理由は何が考えられるか。 ・落札事業者は何等級であるか。 ・年度をまたぐ工事の場合には、基本的にゼロ債務負担行為を活用することになるのか。 ・本工事の具体的スケジュールはどうなっているか。また、ゼロ債務負担行為の活用効果は出ているのか。	・2, 126.73 m^2である。 ・11者である。 ・手持ち工事などの理由により入札参加者が少なかったのではないかと推定する。 ・A等級である。 ・ケースによって異なる。施工時期の平準化に向けた取り組みの一環としてゼロ債務負担行為の活用をすることになるが、年度をまたぐ工事の場合には、継続費などを活用することもある。 ・契約締結後、周囲の水田が稲作の水張りを5月までに敷地造成工事（擁壁工事）が完成し、現在は、施設整備工事の基礎工事の準備を行っている。計画工程のとおり進捗しており、ゼロ債務負担行為の活用効果は出ていると捉えている。

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.2）

契 約 方 法	一般競争入札	
件 名	寺尾橋外 1 橋補修工事	
履 行 場 所	伊予市中山町出渕地内	
種 別	土木一式	
概 要	橋梁補修 N = 2 橋 寺尾橋 塗替塗装工 N = 1 式 伸縮装置工 N = 1 式 正和橋 断面修復工 N = 1 式 ひびわれ補修工 N = 1 式	
意見・質問		回 答
・入札参加資格に「伊予市に本店を有する者」とした規定はどこにあるか。 ・「伊予市に本店を有する者」に絞り込むメリットは何があるか。 ・応札した 4 者について、それぞれの等級を教えよ。 ・いわゆる災害復旧関連の工事であるか。 ・工事の具体的内容および難易度はいかなるものであるか。		・伊予市競争入札参加者指名協議会設置要綱第 5 条第 4 項において、指名基準の具体的な留意事項として地理的条件が示されており、当該要件を設定した。なお、公告 2（1）カに規定して、入札公告を行っている。 ・市内業者の育成や地域経済への寄与などがメリットとして挙げられる。 ・A 等級にあつては 3 者、B 等級にあつては 1 者である。 ・本工事は、伊予市が管理する道路橋について、橋梁点検結果および「道路橋長寿命化計画」に基づいて、的確な維持管理及び補修工事を行い橋梁の長寿命化を図る工事であり、災害復旧関連の工事ではない。 ・工事内容については、橋桁の補修工事で「塗替塗装工」は鋼製の橋桁の経年劣化による防食機能の低下した既存塗装を除去し、新たに塗装を塗り替える工法である。「伸縮装置工」は橋桁と橋台間、又は橋桁同士間の伸縮装置を更新する工法である。「断面修復工」は、コンクリート構造物の劣化等により欠落した部分を補修材にて断面修復する工法である。「ひび割れ補修工」は、コンクリート構造物表面のひび割れ箇所に補修

・落札事業者の低入札は、当該年度内において1回目であるか。 ・低入札の金額で応札した理由は何であったか。 ・最近では資材や人件費が高騰しているようだが、伊予市競争入札参加者指名協議会では、この点をどのように判定したのか。 ・低入札でも問題ないとなった最大の要因は、低入札価格調査の内容の中のいずれの調査項目が該当するか。 ・低入札価格調査を行った場合、その調査の結果は、報告書等の形でまとめられるのか。 ・当該実施調書は、伊予市競争入札参加者指名協議会へ提出されることになるのか。	材を圧入する工法である。 施工難易度は、専門的技術と知識を要するが、一般的な補修工法であるため中程度と思われる。 ・1回目である。 ・以前に寺尾橋の道路改良工事を施工していたことから本工事に対して受注意欲を示したものであり、品質を確保しつつ、主に一般管理費を抑制して当該価格での応札となった。 ・資材や人件費については、単価表等を確認し、適正な金額であると判断した。 ・公共工事の適正な施工がその請負金額では通常見込めない契約の締結、いわゆるダンピング受注を防止することを目的に低入札価格調査を実施していることから、すべての項目を総合的に調査した結果、問題ないと判断した。 ・調査の結果については、低入札価格調査実施調書としてまとめられる。 ・提出される。提出された調書を基に審査をする。
---	---

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.3）

契 約 方 法	指名競争入札
件 名	村界橋外 1 橋補修工事
履 行 場 所	伊予市双海町高野川・上灘地内
種 別	土木一式
概 要	村界橋 ひび割れ補修工 N = 1 式 断面修復工 N = 1 式 表面含浸工 A = 4 1 m² 伸縮装置補修工 N = 1 式 小網橋 ひび割れ補修工 N = 1 式 断面修復工 N = 1 式 表面含浸工 A = 1 3 8 m²
意見・質問	回 答
・市内に本店のあるC等級以上の者は何者であるか。 ・その内8者を指名した「指名基準」はあるのか。 ・指名した8者について、それぞれの等級を教えよ。 ・本工事は、いわゆる災害復旧関連の工事であるか。 ・工事の具体的内容および難易度はいかなるものですか。	・14者である。 ・工事の難易度、実績等を考慮して14者の中から8者を指名した。 ・A等級にあつては6者、B等級にあつては2者である。 ・本工事は、伊予市が管理する道路橋について、橋梁点検結果及び「道路橋長寿命化計画」に基づいて、的確な維持管理及び補修工事を行い橋梁の長寿命化を図る工事であり、災害復旧関連の工事ではない。 ・工事内容については、橋桁及び橋台の補修工事で「ひび割れ補修工」は、コンクリート構造物表面のひび割れ箇所に補修材を圧入する工法である。「断面修復工」は、コンクリート構造物の劣化等により欠落した部分を補修材にて断面修復する工法です。「表面含浸工」は、コンクリートの表面に含浸材を塗布することによって構造物の耐久性を向上させる工法である。「伸縮装置補修工」は、橋桁と橋台間の伸縮目地材を更新する工法である。施工難易度は、専門的技術と知識を要するが、一般的な補修工法であるため中程度と思われる。

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.4）

契 約 方 法	指名競争入札	
件 名	中山地区農業集落排水施設管理業務	
履 行 場 所	伊予市中山町佐礼谷地内	
種 別	その他業務	
概 要	処理施設運転管理業務 N＝3箇所 マンホールポンプ点検業務 N＝14箇所	
意 見 ・ 質 問		回 答
・全国に本店又は支店を有する者とした理由は何であるか。 ・実績を有するとは、伊予市内の業務実績であるか。		・業務実績に鑑みて全国に本店又は支店を有する者とした。 ・伊予市内外の実績である。

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.5）

契 約 方 法	随意契約		
件 名	伊予市放課後児童健全育成事業運営業務 (スポキッズ児童クラブ郡中校)		
履 行 場 所	伊予市米湊地内		
種 別	その他業務		
概 要	労働等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成並びに保護者に対する仕事及び子育ての両立を推進する。また、児童が明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的に、放課後児童クラブを運営する。		
意見・質問		回 答	
・郡中小学校区に限らず、伊予市放課後児童健全育成事業運営業務を請け負える事業者は、伊予市内全域で何者いるか。 ・受注者自身が児童の受け入れ可能な施設を所有しているということか。 ・郡中小学校区には、受注者以外に同等の施設、人員を有する事業者はいなかったのか。 ・本業務での対象児童数は何名であるか。 ・予定価格はどのように算定したか。		・現在、当市が放課後児童健全育成事業運営業務を委託している事業者は4者である。本業務は、児童の受け入れ可能な施設や、運営に必要な人員等を確保する必要があることから、現状、この4者以外に本業務を請け負える事業者は把握していない。 ・受注者は民間の空き店舗を賃借することで、児童の受け入れ可能な施設を確保している。 ・本業務における施設については、遊びや生活の場として機能し、静養するための機能を備えた専用区画を設ける必要がある。受注者においては当該要件に合致するように改修した施設を賃貸借契約によって確保している。郡中校区には、児童の受入れ可能な施設や業務に必要な人員を有している事業者は受注者以外にはいなかったものと考えている。 ・40名である。 ・予定価格は、受注者から徴取した見積書を参考とし、かつ、国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱の補助基準額以内であることを確認して算定した。	

・契約金額については、他の地域などと比べて不当に高くなっていないのか。	・受注者は空き店舗を賃借することで児童の受け入れ可能な施設を確保しているため、賃借を伴わない契約と比較すると割高であるものの、国が定める補助事業の範囲内であり、適正価格による契約であると認識している。
---	--